

第3章 第6期計画の基本目標ごとの評価・課題

前計画における、4つの基本目標について、それぞれの進捗や取り組み状況の評価・課題について把握し、整理を行いました。

1. 生きがいつくりと社会参加活動への支援

(1) 多様な生きがい活動への支援

多様な生きがい活動への支援については、生涯学習に関する情報提供の充実や高齢者いきがい講座の開催、高年大学、高齢者福祉バス事業の「ふれあいバス」、「まなびバス」を運行し、スポーツを楽しめる環境づくりを継続的に進めてきました。

高齢者いきがい講座については安定した講座開催が実施され、福祉バス運行事業については好評を得ている状況です。

高齢者のニーズが多様化していることから、ニーズの把握やそれに対応した内容の提供に努め、引き続き情報の提供を強化していくことが求められています。

(2) 社会参加活動への支援および就労支援

社会参加活動への支援および就労支援については、高齢者が地域と主体的にかかわり、生きがいつくりや健康づくり等の社会参加を通じて、生きがいのある豊かな高齢期を送ることができるよう、老人クラブの活動をはじめ、ボランティア活動や世代間交流の活性化を支援するとともに、就業機会の確保に努めました。

老人クラブについては、参加人数が減少傾向にあることから、若手高齢者の加入を拡大することが望まれ、また、総合事業の支え合いの担い手として、総合事業での積極的な取り組みが重要となっています。介護支援サポーターポイント事業制度については、さらなる周知を図るとともに、受け入れ側と活動する側双方のニーズを掘り起こし、両者をつなげていくための取り組みが必要とされています。

また、公益社団法人鯖江市シルバー人材センターについては、雪吊りや庭木の剪定など、技能習得者の高齢化に伴う後継者が問題となっており、さらに、人材を求める企業と、会員が希望する就業内容のマッチングについても課題が残されています。

2. いつまでも健康で元気に暮らせるまちづくり

(1) 健康づくりの推進

健康づくりの推進については、より多くの高齢者が健康づくりの意識をもち、活動に参加できるよう、健康診査・がん検診の受診勧奨や生活習慣病予防に向けた講座の開催、感染症予防のための啓発等を通じて、生涯にわたる健康づくりの普及・啓発を行ってきました。また、「さばえ 健康いきいきプラン」に基づき、適正な疾病管理と介護予防による生活の質の向上等に努めてきました。

特定健康診査実施率や特定保健指導実施率については、目標値に届かず、継続受診者の定着と新規受診者への増加を図る必要があります。肝炎ウイルス検査や歯周疾患検診、骨密度測定については、一層の受診者数の増加に向け啓発の機会を増やすとともに、特に肝炎ウイルス検査については陽性者に対する医療機関への受診勧奨後の受診の有無の確認など徹底した医療機関受診勧奨が課題となっています。

生活習慣病予防については、食・運動に関する正しい知識の習得や健康に関する意識の向上につながるよう、健康情報の提供や健診の受診勧奨を継続して実施している状況ですが、継続参加者が多く、生活習慣病予防の啓発や健康づくり事業への新たな参加者や働き盛りの年代の参加者が少ないことが課題となっています。

(2) 介護予防事業の充実（介護予防・日常生活支援総合事業の実施）

本市では平成29（2017）年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施しました。訪問型サービスについては、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者等への訪問や、医療機関や事業所等との連携を強化し、必要な訪問対象者の把握に努め、通所サービスについては「生活“すいすい”介護予防教室」、「脳わくわくクラブ」を実施し、二次予防事業対象者に対して運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防に努めてきました。

地域での支え合いの体制づくりを推進するため、各地区に地域支え合い推進員を配置しました。今後は、関係者のネットワークを図りながら、既存の取り組み・集いの場等の把握および地域のニーズ把握、不足するサービスの開発と活動のマッチングを図り、住民主体の生活支援サービスの提供体制の整備を進めていきます。

健康寿命ふれあいサロンについては、地区によって設置率の伸び悩んでいるところがあるため、今後も未設置町内への働きかけが必要となっています。また、より身近な居場所として、いつでも誰もが参加しやすいサロンになるように、巡回指導やサロンリーダー研修会等を通じて支援していく必要があります。

地域リハビリテーション活動支援事業については、今後、さらに介護予防の取り組みを強化するに当たり、リハビリ専門職による一般介護予防事業や総合事業サービスの内容についての助言や介護サービス事業所に従事する介護職員等に対する技術的助言を受けることが必要です。

3. 安心・安全でいつまでも地域で暮らせるまちづくり

(1) 地域包括ケアシステム構築のための体制強化

地域包括支援センターの体制強化を図るため、平成29(2017)年度に地域包括支援サブセンターを2名体制とし、身近な相談窓口としての総合相談業務の機能強化を図りました。近年、独居高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待や権利擁護を要する困難事例が増加しており、より専門性の高い長期に及ぶ継続支援が必要となっています。また、本来の包括的支援事業に加え、介護予防事業、認知症対策、医療・介護の連携、生活支援体制整備等の業務も増加しており、今後、地域包括支援センターの業務評価を行い、地域包括支援センターの体制の強化や専門職の資質向上のためのスキルアップが必要です。

また、地域包括ケアシステムの実現のため、多職種で構成される地域ケア会議委員のメンバーを中心に、地域ケア推進会議と地域ケア個別会議を開催しています。個別会議においては、主にケアマネジャーの困難事例の対応能力の向上を目的として開催し、この個別事例の課題から地域課題の把握・分析を行い、市の政策に反映させることを目的とした地域ケア推進会議を開催しました。

今後は、地域包括支援センターの業務評価を行い、地域包括支援センターの体制の強化や圏域においても基本的な地域包括支援センター業務が行えるよう専門職の資質向上のためのスキルアップを図るとともに、地域ケア会議については、圏域ごとの地域ケア会議の開催や地域ケア個別会議における自立支援に資するマネジメントの強化を目的とした内容を盛り込む必要があります。

(2) 医療・介護連携体制の整備

在宅医療体制の充実について、『在宅医療・介護の体制の構築』・『在宅医療・介護関係機関の連携』・『在宅ケアに対する住民の理解』を柱に、各サービスを一体的に提供することで住民が安心して地域で療養生活を送れるということを目指して、中核病院である公立丹南病院や医師会・歯科医師会などの医療機関や、居宅介護支援事業所・訪問介護事業所などの介護の専門機関の情報を取り纏めるとともに、在宅ケアへのスムーズな移行のためのシステムの構築に努めてきました。

医療職と介護職の交流、情報共有の促進については、地域の在宅医療・介護に関わる関係者の顔の見える関係づくりとともに、在宅医療・介護連携推進協議会を中心に各専門機関の意見を集約し体制の整備に反映させてきました。

今後は、介護の専門機関の情報の活用と並行して、住民への情報の公開や在宅ケアに対する理解を深めるための啓発を進める必要があります。また、入院医療から在宅医療への移行期、さらに在宅医療の中での各専門機関の連携の強化が求められる中、県が作成した退院支援ルールの普及やふくいメディカルネットなどのICTを活用した支援者間の情報共有ツールを推進します。

(3) 認知症高齢者対策の推進

平成29(2017)年には、認知症ケアパスガイドブックを作成し、地域でどのような医療・介護サービスが、認知症の進行状況にあわせてどのような形でうけられるか、また、社会資源の紹介など相談対応時に活用し、周知に努めています。

さらに、平成30(2018)年度の認知症初期集中支援事業の開始とともに、診断・治療後の、認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らしていくためのサポートが重要となり、また、認知症の早期発見・早期対応に向け、この事業の円滑な運用と各関係機関との連携強化を進めていく必要があります。

高齢者の増加に伴い、更なる認知症の人の増加が予想され、介護と医療と地域の支援が切れ目なく認知症の容態に応じた支援がうけられるために、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築が求められています。

さらに、認知症の方々が地域で安心して生活していけるように、認知症カフェなどの認知症の方や家族が参加しやすい地域の居場所づくりとともに、相談・支援につながない介護者を把握し、認知症サポーターの活動促進のための仕組みづくりが必要です。

(4) 安心・安全な生活環境の整備と多様な住まいの確保

利用者数が増加している、外出支援サービス事業や、食の自立支援事業、市内入浴施設等利用助成事業については、高齢者の社会参加や、食生活の向上、閉じこもり防止、安否確認などにも繋がることから、引き続き継続し、周知させていく必要があります。

ひとり暮らし高齢者に対する支援である、ひとり暮らし高齢者等屋根雪おろし援助事業、ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業、ひとり暮らし高齢者のつどい開催事業については、利用者数は今後増加が予想され、安否確認できる環境づくり、事業について周知していくことが必要となっています。

また、在宅要介護高齢者の増加が見込まれる中、緊急通報体制整備事業については利用者が増加しており、増加傾向にあるひとり暮らし高齢者または高齢者世帯の安全対策として、今後も広報等を通じて周知していくことが必要です。要介護高齢者等介護用品支給事業については、利用者数が増加しており、長期にわたる事業継続を見越して助成額等の検討が課題です。

今後は、ひとり暮らし・夫婦のみの高齢者世帯など、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、生活支援の必要性が増加することが予想され、高齢者の実情に応じたサービスを提供するため、支援の必要な対象者の把握に努め、事業についてさらに周知していくことが必要です。

(5) 家族介護者支援の充実

要支援や要介護の状態にある高齢者が住み慣れた自宅で生活することができるよう、その介護や支援を行っている介護者を支えるサービスの充実を図ってきました。

家族介護支援事業として実施してきた家族介護者の会については、会員の高齢化や新規会員の伸び悩みなどもあったため、平成27(2015)年度で解散をしましたが、高齢化に伴い、要介護認定者は年々増加しており、家族介護者支援のニーズは高まっていることから、介護者が介護に対する知識・技能を身につけることや、介護者同士が気兼ねすることなく、相談や交流できる場を提供し、身体的、精神的負担を軽減でき、ゆとりある安心した介護を続けられるように支援することが必要となっています。

今後、要介護者が増加することが予想される中、全ての事業において事業内容を充実させ、支援の必要な対象者の把握に努め、さらなる事業の周知を行う必要があります。

(6) 地域の見守り体制の充実と高齢者の権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域と協働した見守り活動や支え合い活動を推進してきました。また、高齢者の人権を尊重し、高齢者の権利擁護に向けた取り組みの充実を図ってきました。

高齢者見守りネットワークについては地域の見守り体制として、「ご近所福祉ネットワーク活動」として町内単位でのネットワークづくりを推進し、高齢者が安心して暮らすことができるように、見守りを通して要支援者を早期発見し、必要な支援につなげる体制をさらに強化しています。

また、高齢者への虐待を未然に防止するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、高齢者虐待防止等権利擁護に関する取り組みを進めています。

成年後見制度については、今後も継続して家族や本人等に成年後見制度の説明や手続きの支援を行い、成年後見制度の普及のための広報等に努めます。市民後見推進事業については、市民後見人を養成するために市民後見人の活動を支援できる体制を整えることが必要不可欠であるため、関係機関と連携を図り、基盤づくりを行うことが必要となっています。

4. 介護保険サービスの充実

(1) 介護保険サービスの基盤整備

介護保険制度やサービスについての情報提供に努めるとともに、各種サービスについて被保険者のニーズ等を踏まえた上で、より一層サービスの充実が図れるよう、関係機関等とも連携しながらサービスの提供を行ってきました。

高齢者人口の増加による要介護者の増加のなかで、多くのサービスで利用実績が増加し、ニーズに対してサービス量が追いついていない状況や安定した人材確保が課題となっています。

訪問看護については、今後、在宅療養を希望する要介護者等が増加するなかで、利用者の身体状況に応じた質の高い療養環境の構築やターミナルケアの充実などの在宅療養のニーズに対応するため、医療と介護の連携の強化を図り、必要な方に着実にサービスが提供される体制を構築することが課題となります。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、サービス内容等が十分に認識されていないことから、今後もサービスの周知に努める必要があり、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護については、今後、利用ニーズの動向により整備を検討していく必要があります。

施設サービスについては、待機者の状況や第7次医療計画との整合性を図る必要があり、慢性期病床から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、必要量を盛り込む必要があり、介護保険料への影響などを勘案しながら、今後も制度改正（介護医療院のサービス開始等）を踏まえたうえで、計画的な施設整備を進める必要があります。

(2) 介護保険事業の適正・円滑な運営

要介護認定が適切に行われるために、現在、全ての認定調査票の書面チェックを実施し、春季に新人調査員研修、秋季に継続調査員の研修を行っています。しかしながら、認定調査票の平準化がまだまだ不十分な項目が見られ、研修などを行うことで、より一層の平準化を図る必要があります。

ケアマネジャーについては、ケアプランの点検が課題となっており、資質の向上を目的に研修会を実施しています。

介護給付費通知については、利用者が通知内容を理解しやすいよう、平成29(2017)年度より給付費通知のレイアウトを変更し、給付費の財源内訳をイメージ図により表記しました。今後も通知を継続して実施するとともに、改善を検討しながら、利用者への理解を図る必要があります。

今後ますます拡大していく市民の福祉・介護ニーズに対応していくため、人材を安定的に確保し、高齢者やその家族が、本人の身体状況に合ったサービス等を適切に利用できるように、市広報誌やホームページにおいて介護保険制度の情報提供を充実させる必要があります。

(3) 介護サービスの相談体制の充実

介護サービス利用者の要望や苦情等を的確に把握し、利用者本位の質の高いサービス提供を図るため、介護保険利用者擁護委員会での苦情対応、および介護相談員派遣事業による利用者との信頼関係の構築と、不安・不満の解消に努めてきました。

介護保険利用者擁護委員会については、計画期間中の介護保険サービスに関する苦情について、対応困難な事案はなく、介護保険利用者擁護委員会での苦情処理には至りませんでした。

また、介護相談員派遣事業については、継続的な事業所訪問により、利用者および事業所と介護相談員との信頼関係を深め、介護相談員が積極的に利用者の不満等を聞き取り、事業所に伝えることで、さらなる事業所のサービス向上を図っています。

今後、対応困難な事案については、市介護保険利用者擁護委員会や福井県国民健康保険団体連合会と連携して解決を図り、また、介護相談員の研修参加によるスキルアップを図ることで、利用者の不満や不安を解消するとともにさらなるサービス向上につなげていくことが望まれます。